

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

令和3年9月  
農林水産省

I 趣旨

令和3年通常国会において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号。以下「改正法」という。）が成立し、農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部（以下「本部」という。）が設置され、同本部において、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定等を行うこととされたところ。

このため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号。以下「施行令」という。）の一部を改正し、本部の庶務及び運営に関する規定を新設する等の所要の規定の整備を行うこととする。

II 改正の概要

- 1 施行令において、本部の庶務を林野庁林政部木材利用課において処理することとするとともに、本部の運営に関して、その他必要な事項については、木材利用促進本部長が本部に諮って定めることとする（第1条）。
- 2 施行令及び関係政令において、引用する法令の題名の改正、改正法の施行に伴う条ずれの手当等を行う（第1条、第2条及び第3条）。

III 施行期日

令和3年10月1日